

大橋町東部町会水害対策 マニュアル(ダイジェスト版)

(略称：マニュアル)

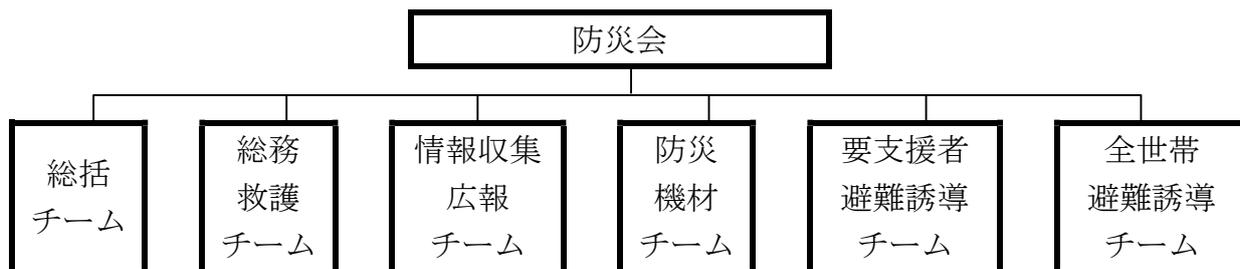
「自分の命は自分で守る」ことが基本です 町会はその行動を支援します

私たちは、水害が発生しても、①逃げ遅れゼロの町会をめざして、一人ひとりの命を守る、②町会の皆さんに「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを知ってもらう、③自力で避難できない人の避難を支援していく、④東部町会(防災会)は共助の役割をはたす、⑤佐野市等と連携し減災を目指すことなどを目的に防災会として「水害対策マニュアル」を作成し、具体的な対策を進めることとします。

また、一人ひとりが防災意識・知識の向上をはかり「自分の命は自分で守る」という自助の精神をもち、水害が発生するおそれがある時は、率先して命を守る行動をとることが大切です。町会は、その一助として支援をしていく共助の役割をはたしていくこととします。

防災会の体制と取り組み (平常時の活動)

◆防災会の体制



◆各チームの主な取り組み

1. 「総括チーム」
 - ①「マニュアル」の修正・管理
 - ②行政等に対する要請と行政からの情報収集
 - ③水害対策本部の設置と招集・運営
 - ④災害復旧ボランティアの募集
2. 「総務救護チーム」
 - ①救急用品等の維持・管理
 - ②応急処置など救護に関する講習会の開催、広報紙の発行
 - ③けが人・病人の救護
 - ④救護ボランティアの募集
3. 「情報収集広報チーム」
 - ①防災関係広報紙発行：8月中旬の頃、水害発生前後、その他随時発行
 - ②災害資料・情報の収集
4. 「防災機材チーム」
 - ①防災機材の管理・貸出
5. 「要支援者避難誘導チーム」
 - ①避難行動要支援者等の認定と平常時から避難に備えたサポート
6. 「全世帯避難誘導チーム」
 - ①災害に備えた周知・啓蒙

◆その他防災会の取り組み

定期総会の決定に基づいて実施します

1. 避難訓練
2. 防災講演会
3. その他防災に関する取り組み

◆マニュアル等の定期点検・訓練

1. 点検時期：毎年6～7月
2. 点検内容：
 - ①「マニュアル」の点検・修正
 - ②名簿・資料・非常用備蓄食料、救急用品、非常用機材の点検
 - ②点検結果をうけて、新たな「マニュアル」の編集
 - ③机上訓練

水害対策本部と水害対策タイムライン

◆大橋町東部町会水害対策本部◆

(略称：「対策本部」)

◆「対策本部」の設置

「大型台風発生」、または「大雨特別警報」「線状降水帯予測・発生」が出され、大橋町東部町会地域に被害が想定されるときに設置します。

◆「対策本部」及び「対策本部四役・チーム長会議」構成図



災害発生後は「要支援者避難誘導チーム」は「高齢者等支援チーム」に、「全世帯避難誘導チーム」は「災害復旧作業チーム」となります

◆大橋町東部町会水害対策タイムライン◆

(対策本部設置以降)

台風発生

水害発生想定日 3 日前ごろ～前日まで

「対策本部」設置

◆確認

チームごとに担当するマニュアル・資料・機材・名簿等の確認

◆行動

1. 気象・避難などの情報収集
2. 必要物品の購入と会計処理
3. 広報紙の発行(避難所一覧、避難所に持って行く物、避難する際の注意点、災害情報の入手方法等)
4. 避難行動要支援者に避難時の留意点等を周知
5. 防災機材の貸出 ※この期間は防災目的に使用する場合のみ貸出

水害発生当日

高齢者等避難発令・避難指示発令

◆行動

1. 避難行動要支援者の避難状況の確認
- ※対策本部から「避難の呼びかけ」はしないので、避難先に早めに避難するなど「自分の命は自分で守る」行動をとって下さい

緊急安全確保発令

※発令されないこともある

秋山川・菊沢川氾濫

「対策本部」役員は避難先で情報を収集します

水害発生後

◆行動

1. 役員全員で被害状況の把握
2. 家屋等、水路の土砂の撤去支援
3. 市の広報紙等、対策本部広報紙の発行と配布
4. 行政の支援政策の入手と周知
5. 復旧機材の貸出
6. けが人・病人の救護
7. その他

◆警戒レベルと避難情報等

警戒レベル	新たな避難情報等	とるべき行動	対策本部の行動
5	緊急安全確保		
警戒レベル4までに必ず避難			
4	避難指示※1	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難 	<ul style="list-style-type: none"> 本部一時解散 全役員等避難
3	高齢者避難※2	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間がかかる高齢者や障害のある人が避難するタイミング。 また、高齢者以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミング。 	
2	大雨・洪水注意報 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> 自らの避難行動を確認 	
1	早期注意情報 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> 災害への心構えを高める 	

※1：「避難指示」は、これまでの「避難勧告」のタイミングで発令される

※2：「高齢者等避難」は、これまでの「避難準備・高齢者等避難開始」のタイミングで出される